

# インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

## 1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組みについて

## 2 説明会の日程

日付	時間	場所	定員	連絡先
令和5年（以下同じ） 9月21日（木）	免税事業者向け 14時00分～ 15時00分	大田区蒲田 5丁目40-1 <b>蒲田法人会</b> 法人ビル4階 研修室	各15名	【予約申込先（メールのみ）】 e-mail : infono2@houjinkai-kamata.jp メールの本文にて、必ず参加する人のお名前又は団体名、参加人数、 <b>参加される時間帯</b> をご記載下さい。 【内容のお問い合わせ先】 蒲田税務署 法人課税第1部門 03-3732-5151（代表）内線416
10月20日（金）				
11月20日（月）	課税事業者向け 15時30分～ 16時30分			
12月13日（水）				

## 3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。  
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。  
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 御来場には、**公共交通機関**を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、  
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・  
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ

